

ピカラCVC光ねっとサービス
ピカラCVCケーブルインターネットサービスおよび
ケーブルテレビサービスに関する利用規約

2020年3月30日

株式会社STNet

中讃ケーブルビジョン株式会社

株式会社STNet（以下「甲」といいます。）と中讃ケーブルビジョン株式会社（以下「乙」といいます。）は、ピカラCVC光ねっとサービス、ピカラCVCケーブルインターネットサービスとケーブルテレビサービス（以下合わせて「両サービス」といいます。）の契約者を対象としたセット割引料金の適用について以下のとおり規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第1条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

用語	用語の意味
1 ピカラCVC光ねっとサービス	甲が、甲の光ネットサービス（ピカラCVC）契約約款に規定するサービス
2 ピカラCVCケーブルインターネットサービス	甲が、甲のケーブルインターネットサービス（ピカラCVCケーブルインターネット）契約約款に規定するサービス
3 ケーブルテレビサービス	乙が、乙のケーブルテレビサービス契約約款に規定する基本デジタルプランサービス
4 ピカラCVC光ねっと契約	甲からピカラCVC光ねっとサービスの提供を受けるための契約
5 ピカラCVCケーブルインターネットサービス契約	甲からピカラCVCケーブルインターネットサービスの提供を受けるための契約
6 ケーブルテレビ契約	乙からケーブルテレビサービスの提供を受けるための契約
7 ケーブルテレビ契約者	ケーブルテレビサービスの提供を受けている者
8 両サービス契約者	同一場所での両サービスの利用を目的に、ピカラCVC光ねっと契約とケーブルテレビサービスを締結している者
9 セット割引料金適用契約者	両サービス契約者のうち、セット割引料金の適用を申込み、甲および乙から承諾を受けた者

第2条（目的）

本規約は、両サービスの利用に係るセット割引料金の適用条件について定めるものです。ただし、本規約に定めていない提供条件については、それぞれピカラCVC光ねっと契約、ピカラCVCケーブルインターネット契約およびケーブルテレビ契約によるものとします。

第3条（規約の変更）

次のいずれかに該当する場合、甲乙が協議の上、本規約を変更することがあります。

- (1) 規約の変更が両サービス契約者の利益に適合するとき
 - (2) 変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 甲は、前項の規定による規約の変更にあたり、変更後の規約の効力発生日を事前に、規約を変更する旨及びその内容と効力発生日を甲のウェブサイト（<https://www.stnet.co.jp/>）に掲載します。
3. 変更後の規約の効力発生日以降に、両サービス契約者が、各サービスを利用したときには、規約の変更に同意したものとみなします。

第4条（適用条件）

セット割引の適用条件は、以下のとおりとします。

(まんのう町・琴平町)

(ア) 両サービス契約者であること

(イ) 両サービスの料金の支払方法が、同一口座・同一名義からの乙への口座振替であり、かつ同一住所で利用していること

(ウ) ただし、キャンペーンなどによりピカラCVC光ねっとサービスの定額利用料と、ケーブルテレビサービスの利用料が発生していない場合には適用しないものとする。

(丸亀市・多度津町)

(ア) 両サービス契約者であること

- (イ) ピカラCVC光ねっとサービスの定額利用料から減額する場合、両サービスを同一住所で利用していること
- (ウ) ただし、キャンペーンなどによりピカラCVC光ねっとサービスまたはピカラCVCケーブルインターネットサービスの定額利用料と、ケーブルテレビサービスの利用料が発生していない場合には適用しないものとする。

第5条 (セット割引料金)

セット割引料金は、ピカラCVC光ねっとサービスまたはピカラCVCケーブルインターネットサービスの定額利用料とケーブルテレビサービスの基本利用料の合計額から以下の料金を減額した料金とします。
(まんのう町)

光ネットサービス			ケーブルテレビサービスのプラン	割引額
区別	種別	品目		
メニュー1 (ピカラ光ねっと)	プラン1 (ホーム)	1Gb/s 100Mb/s	地デジ スタンダード ファミリー	月額 300円 (税込 330円)

(琴平町)

光ネットサービス			ケーブルテレビサービスのプラン	割引額
区別	種別	品目		
メニュー1 (ピカラ光ねっと)	プラン1 (ホーム)	1Gb/s 100Mb/s	地デジ スタンダード ファミリー	月額 300円 (税込 330円)
			地デジ・BS	月額 100円 (税込 110円)

(丸亀市・多度津町)

光ネットサービス			ケーブルテレビサービスのプラン	割引額
区別	種別	品目		
メニュー1 (ピカラ光ねっと)	プラン1 (ホーム)	1Gb/s 100Mb/s	地デジ 地デジ・BS	月額 300円 (税込 330円)
メニュー2 (ピカラ光らいと)	プラン3-1 (ホーム)	100Mb/s		
ピカラCVCケーブル インターネットサービス		10Mb/s (光Vブリッド)		

2. 以下に記載するセット割引料金は、ピカラCVC光ねっとサービスの定額利用料から減額します。
ただし、両サービスの料金の支払方法が、同一口座・同一名義からの乙への口座振替であり、かつ同一住所で利用している両サービス契約者に限ります。

(丸亀市・多度津町)

光ネットサービス			ケーブルテレビサービスのプラン	割引額
区別	種別	品目		
メニュー1 (ピカラ光ねっと)	プラン1 (ホーム)	1Gb/s	スタンダード ファミリー	月額 500円 (税込 550円)
	プラン2 (マンション)		地デジ 地デジ・BS	月額 200円 (税込 220円)

第6条 (承諾)

甲および乙は、前条の申込みを乙が受け付けた順序に従って、承諾するものとします。

2. 甲および乙は、前項の規定にかかわらず、次の場合にはその申込みを承諾しない場合があります。
- (1) 両サービスの契約約款に定める契約の承諾が認められないと甲または乙が判断する事由に該当するとき
 - (2) 申込み等の内容に記入漏れ又は虚偽の記載があるとき、又は、添付書類に不備があるとき
 - (3) 本規約において定める提供条件に適合しないとき
 - (4) 申込みをした者が両サービスの料金及びエ事の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき
 - (5) その他両サービスの提供にあたって技術上困難な状況又は業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるとき

第7条（料金の計算方法等）

セット割引料金に係る計算は、ピカラCVC光ねっと契約、ピカラCVCケーブルインターネットサービス契約またはケーブルテレビ契約によるものとします。

第8条（情報の取り扱い）

セット割引料金適用契約者は、本規約を適用する目的で、甲乙間で自らの以下各号所定の事項が相互に通知されることを、承諾していただきます。

- (1) 申込みの処理の状況
- (2) 両サービスの料金と利用明細
- (3) 両サービスの契約の変更に係る事実（廃止、移転等）
- (4) 両サービスの契約内容
- (5) 両サービス契約者の料金収納状況
- (6) 両サービス契約者からの問合せ内容

第9条（個人情報の管理）

甲および乙は、本規約の適用に伴い取り扱う個人情報を、本規約の目的の範囲でのみ使用又は保存します。

2. 甲および乙は、法律上照会権限を有する者及び令状を持つ官公庁の職員から、個人情報の提供を求められた場合には、これに応じるものとします。

第10条（公表方法）

甲および乙は、本利用規約にて定めたセット割引料金の内容について、各々のホームページ上で公表するものとする。

2. 甲および乙は、第3条に基づく変更があった場合、その内容を遅滞なく、各々のホームページ上で公表するものとする。

第11条（協議事項）

本規約に関する疑義あるいは本規約に取決められていない事項が発生したときは、甲乙およびセット割引料金適用契約者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2008年4月1日から適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2012年6月1日から適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2012年10月1日から適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2014年4月1日から適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2015年3月1日から適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2016年7月1日から適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2019年7月1日から適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2019年10月1日から適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2020年3月30日から適用します。